

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和 5 年 3 月 31 日付、保医発 0331 第 1 号」により、下記の検査項目診療報酬の算定方法一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

保険収載内容の一部変更項目

▼太字下線部分が変更されました。

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
糞便中カン ピロバクテ ー抗原(定 性)	184 点	免疫学的 検査判断料 144 点	「D012」 感染症免疫 学的検査 「38」	(59) 糞便中カンピロバクター抗原(定性)は、カンピロ バクター感染を疑う患者に対しイムノクロマト法 により行った場合に本区分「38」肺炎球菌細胞壁 抗原定性を準用して算定できる。

適用日

2023年 4月 1日(土)から適用

